



皇帝ダリヤ

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 11月の税務と労務

国 税	10月分源泉所得税の納付	11月11日
国 税	所得税予定納税額の減額承認申請	11月15日
国 税	所得税予定納税額第2期分の納付	12月2日
国 税	9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	12月2日
国 税	12月、3月、6月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合)	12月2日
国 税	3月決算法人の中間申告	12月2日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	12月2日
地方税	個人事業税第2期分の納付	都道府県の条例で定める日

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

業務センターによる集約処理 国税庁では、申告書の入力処理などを「業務センター」で集約処理する、税務署の内部事務のセンター化を順次進めており、令和8年には全ての税務署を対象にセンター化が実施される予定です。センター化の対象となる税務署に申告書や申請書を書面で提出する場合、業務センターに送付することとなります。

衛生安全の義務化と報告の提出 労働安全衛生法の一部 関係の申請義務化と報告の提出 電子申請者死傷病報告

事業者は、労働災害が生じたとき、健康診断を実施したとき、安全管理者等を選任したとき等には、各種の届出・報告をすることが義務付けられており、これらの手続きの一部は、令和7年1月1日から電子申請により行うことが原則として義務化されます。

今回は、労働安全衛生関係の手続き電子化のことに加え、「労働者死傷病報告」の概要を併せてお伝えします。

小規模事業所においては、安

全衛生関係の手続きを把握していなかったために未届出となってしまうケースもあります。

また、届出の制度を認識しながら意図的に労災発生時の手続きを行わない場合は「労災かくし」と判断され、罰則につながるおそれもありますので、適正な手続きの把握・実施をしていきましょう。

一 電子申請の義務化

(1) 電子申請義務化の背景

労働安全衛生法やじん肺法等においては、労働者の被災状況や健康状態、事業者が講ずべき措置の実施状況等を把握し、法令で定められた義務等の履行の確保等につなげるため、事業者は各種の報告義務を課しています。この報告に基づいて、労働災害の発生の背景・原因を正確に把握し、集計・分析することで、労働災害の防止対策の検討等に役立てられています。

これらの報告は、すでに電子申請が可能とされているものの、書面による報告が多くを占めているのが現状です。

統計の集計はもとより、報告

内容の誤記や記入漏れ等を防止して行政事務の効率化を図るために、厚生労働省の「オンライン利用率引上げに係る基本計画」において、労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告のうち、年間手続件数が10万件以上のものについて、令和8年度末までにオンライン利用率を20%まで引き上げるものとされました。

(2) 義務化の対象手続き

労働安全衛生関係のうち、令和7年1月から電子申請が義務化されるのは、報告数の多い次の8つの手続きです。①の労働者死傷病報告では報告事項の追加も行われています（後述）。

電子申請が義務化される8つの手続き

- ① 労働者死傷病報告
- ② 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ③ 定期健康診断結果報告
- ④ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告（ストレスチェック実施後の報告書）
- ⑤ 有害な業務に係る歯科

健康診断結果報告

- ⑥ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ⑦ じん肺健康管理実施状況報告
- ⑧ 事業の附属寄宿舎内での災害報告

(3) 電子申請の方法

電子申請は、次の方法により行うことができます。

・ e i G o v 電子申請

・ 労働安全衛生法関係の届出、申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

(4) 経過措置

申請者が電子申請を行う端末等を所有していないなど、電子申請を行う環境が整っていない場合も考えられることから、当分の間、経過措置として書面による報告を行うこともできます。

二 労働者死傷病報告

労働者死傷病報告は、労働者が労働災害等により死亡し、または休業した場合に所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられているものです。報告に関する注意点をみていきます。

(1) 報告義務者

労働安全衛生法等の報告は、一定以上の労働者を使用する事業者に義務付けているものもありますが、この労働者死傷病報告は、使用する労働者数に関わらず提出の義務があることに注意を要します。

労働者死傷病報告は、被災労働者の所属する事業場の事業者が提出します^註。

なお、労働者が被災した事故現場が建設現場等で、会社の事務所がある地域と異なる場合の提出先は、当該事故現場のある地域を管轄する労働基準監督署となります。

（注）派遣労働者の被災

派遣労働者の被災については、派遣元および派遣先の双方がそれぞれ所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

・派遣元は、派遣先に対し、所轄の労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しの提供を求め、派遣先から提供された写しの内容を踏まえ、労働者死傷病報告を作成し、派遣元の事業

場を所轄する労働基準監督署に提出します。

・派遣先は、労働者死傷病報告を作成し、派遣先の事業場を所轄する労働基準監督署に提出するとともに、その写しを派遣元に提供します。

(2) 報告書を提出するとき

労働者が労働災害その他就業中または事業場内もしくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、または休業したときに提出します。

休業がない場合や事業場敷地外で生じた通勤災害のように提出を要しないものもありますので、提出にあたり疑義が生じたときは、所轄労働基準監督署等にご確認ください。

(3) 報告様式と提出期限

休業日数によって使用する報告様式、提出期限が異なります。

① 死亡または休業4日以上「様式第23号」と表示された様式を用います。

提出期限は、災害発生後「遅滞なく」とされています。明確に「○日以内」とする定め

はありませんが、災害発生から1か月以上経過して提出をする場合は、報告の遅延理由書を求められることもありま

② 休業4日未満

「様式第24号」と表示された様式を用います。

提出期限は、災害の発生時期により異なりますのでご注意ください。

- ・1～3月の災害…4月末日
- ・4～6月の災害…7月末日
- ・7～9月の災害…10月末日
- ・10～12月の災害…翌年の1月末日

(4) 改正による報告事項の追加・変更

令和7年1月以降は、電子申請の義務化のほか、労働者死傷病報告の報告内容の改正も行われます。

① コード入力方式への変更・記載欄分割

詳細な業種や職種別の集計や、災害発生状況や要因等の確な把握を容易とするための様式変更が行われます。

② 休業4日未満の災害に係る

報告

様式上、明確に記入欄が設けられていなかった次の事項が報告事項に追加されます。

- ・労働保険番号
- ・被災者の経験期間
- ・国籍、在留資格
- ・親事業場等の名称
- ・災害発生場所の住所 等

(5)

労働者死傷病報告の提出を怠った違反行為が、単なる書類の提出漏れではなく、労災事故を隠そうといった事業者の明白な意図がある場合のことを、厚生労働省や労働局等ではホームページ上に「労災かくし」と表記し、注意喚起が行われています。

労災かくしにより、災害原因の究明や対策が行われなくなることや、被災した労働者への災害補償が行われないこと等の弊害が生じることがあり、また、事業者に対しては50万円以下の罰金刑が科されることがあります。

不明点については、所轄労働基準監督署への相談を行うこと等により適正な報告を実施していくとよいでしょう。

年次有給休暇の時間単位付与

年次有給休暇は、1日単位での取得が原則ですが、所定の要件を満たすことにより、時間単位（以下「時間単位年休」と表記）で付与することも可能です。

時間単位年休を導入するには、労働者の過半数で組織する労働組合があればその組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者との間で、次の事項を定めた書面による協定（労使協定）を締結したうえで実施します。また、常時使用する労働者数が10人以上の事業場においては、就業規則への記載および変更の届出も要します。

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

一部の者を対象外とするのは「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年に「5日」以内の範囲で、時間単位年休を取得できる日数を定めます。

「半日」単位の年次有給休暇には日数

の上限が定められていませんが、時間単位年休は上限（5日分）が設けられていることに注意を要します。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めます。その際、1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げます（例：所定労働時間が1日7時間30分の場合は、1日分の年次有給休暇を「8時間」として時間単位年休を利用できる時間数を算出）。

日によって所定労働時間数が異なる場合は、1年間における1日平均所定労働時間数（決められていない場合は決められている期間における1日平均所定労働時間数）に基づいて定めます。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

例えば、「2時間」単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めます。

〈雇用保険〉加入状況の確認方法

雇い入れている労働者について、雇用保険の加入手続きが済んでいるか否かは、事業所の所在地を管轄するハローワークに対して「雇用保険適用事業所情報提供請求書」を提出することにより確認することができます（※1、※2）。

請求をした事業所には、被保険者の氏名や資格取得年月日が記載された「事業所別被保険者台帳」が、書面または持参したUSB（※3）により提供されます。

確認した結果、雇用保険の手続き漏れが判明した場合、遡って被保険者資格取得届の手続きを行うこともできますが、遡ることができるのは2年前までとなります。

※1 請求の際、雇用保険適用事業所台帳や労働保険の年度更新の控えなど、事業所情報が分かるものを求められます。

※2 電話による加入状況の問い合わせは、個人情報保護の関係で回答を得ることができません。

※3 USBの機能により提供を受けられないものもあります。ハローワークにてご確認ください。

〈健康保険〉結婚等による氏名・住所の変更手続き

結婚により氏名や住所が変わったときの手続きは、マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況により異なります。結びついていない被保険者は、氏名および住所変更の届出は不要ですが、結びついていない被保険者や、マイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人が氏名や住所を変更した場合は、氏名変更・住所変更の

届出が必要です。なお、事業所の医療保険の被保険者が「健康保険組合」の場合は、各健康保険組合に手続きをご確認ください。マイナンバーと基礎年金番号との結びつきの状況（マイナンバーの収録状況）は、「ねんきんネット」やお近くの年金事務所で確認することができます。